

関原発第111号
2022年5月30日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

大飯発電所第3号機化学体積制御設備配管改造工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

平成25年5月15日付け関原発第54号で申請（平成25年8月14日付け関原発第203号、平成28年7月6日付け関原発第177号、2020年3月24日付け関原発第603号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第3号機化学体積制御設備配管改造工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

大飯発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第54号（平成25年5月15日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第203号（平成25年8月14日）

関原発第177号（平成28年7月6日）

関原発第603号（2020年3月24日）

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

平成25年5月15日付け関原発第54号の申請書記載事項

使用開始予定年月日	<u>未定</u>
-----------	-----------

(下線部は変更部分)

平成28年7月6日付け関原発第177号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自	<u>未定</u>
	至	<u>未定</u>
	(五号) 自	<u>未定</u>
	至	<u>未定</u>

(下線部は変更部分)

2020年3月24日付け関原発第603号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条 の3の11第1項の検査 のための申請をした場 合は、その年月日	平成25年8月14日
	平成28年7月6日
	2020年3月24日

(下線部は変更部分)

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自	<u>2022年 7月 1日</u>
	至	<u>2022年11月16日</u>
	(五号) 自	<u>2022年10月27日</u>
	至	<u>2022年11月16日</u>
使用開始予定年月日		<u>2023年1月16日</u>
原子炉等規制法第43条 の3の11第1項の検査 のための申請をした場 合は、その年月日		平成25年8月14日
		平成28年7月 6日
		2020年3月24日
		<u>2022年5月30日</u>

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付資料-1のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
添付資料-2のとおり

変更理由

延期していた工事を次回定期事業者検査期間にて実施することから、「検査希望年月日」および「使用開始予定年月日」の変更を行う。本変更に合わせて、「添付資料-1 工事の工程に関する説明書」について記載を変更および適正化する。

また、「添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書」について、記載を適正化する。

<添付資料>

添付資料-1 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

添付資料-2 「工事の工程における放射線管理に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

平成25年8月14日付け関原発第203号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月	未定	
項目	未定	
化学体積制御設備配管改造工事 原子炉冷却系統設備		
	△未定	△未定
	一号 使用前検査	五号 使用前検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月	2022年						2023年
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
項目	未定						未定
原子力設備 原子炉冷却系統設備 化学体積制御設備 主配管							
			△		▲		
			一号 使用前検査		五号 使用前検査		

△：材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲：機能・性能検査

(変更前)

平成 2 5 年 5 月 1 5 日付け関原発第 5 4 号の申請書記載事項

(添付資料－ 2)

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画および汚染拡大防止

検査に係る作業場所においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が検査を行う者に対して適切な線量管理を行う。

(3) 個人線量管理

個人線量はガラスバッジおよび警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

(1) 原子炉格納容器 E L 2 6 . 0 m

- a. 線量当量率区分 1 (0. 1 mSv/h 以下の区域)
- b. 汚染区分 B (表面汚染密度が 0.4Bq/cm² を超え、4Bq/cm² 以下の区域)

(2) 原子炉格納容器 E L 2 1 . 6 m

- a. 線量当量率区分 1 (0. 1 mSv/h 以下の区域)
- b. 汚染区分 B (表面汚染密度が 0.4Bq/cm² を超え、4Bq/cm² 以下の区域)

(3) 原子炉周辺建屋 E L 2 1 . 6 m

- a. 線量当量率区分 1 (0. 1 mSv/h 以下の区域)
- b. 汚染区分 B (表面汚染密度が 0.4Bq/cm² を超え、4Bq/cm² 以下の区域)

以 上

別添：検査場所図

(変更後)

添付資料－ 2

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

- a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。
- b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 原子炉格納容器

3号機 原子炉周辺建屋

(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

3. 管理区域検査場所図

別添参照